

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第4項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	森・濱田松本法律事務所 弁護士 藤原 総一郎 森田 恒平
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区丸の内2丁目6番1号 丸の内パークビルディング
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	平成26年12月2日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社メガネスーパー
証券コード	3318
上場・店頭の種類	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者)/1】

個人・法人の別	法人(外国法人)
氏名又は名称	Cayman Capital Management II, Inc.
住所又は本店所在地	英国領ケイマン諸島 KY1-9005、グランドケイマン、ジョージタウン、エルジン・アベニュー190、インタートラスト・コーポレートサービスズ(ケイマン)リミテッド気付
事務上の連絡先及び担当者名	森・濱田松本法律事務所 弁護士 根本 敏光
電話番号	03 6266 8529

【訂正事項】

訂正される報告書名	変更報告書No.5
訂正される報告書の報告義務発生日	平成26年3月17日
訂正箇所	平成26年3月25日に提出した変更報告書No.5(報告義務発生日:平成26年3月17日)について、訂正事項がありましたので、訂正報告書を提出いたします。

(訂正前)

【表紙】

【提出書類】

変更報告書No.5

(訂正後)

【表紙】

【提出書類】

変更報告書No.6

(訂正前)

【表紙】

【氏名又は名称】

アドバンテッジパートナーズ有限責任事業組合
弁護士 高田 誠

(訂正後)

【表紙】

【氏名又は名称】

森・濱田松本法律事務所
弁護士 藤原 総一郎 森田 恒平

(訂正前)

【表紙】

【住所又は本店所在地】

東京都港区虎ノ門四丁目1番28号

虎ノ門タワーズオフィス17階

(訂正後)

【表紙】

【住所又は本店所在地】

東京都千代田区丸の内2丁目6番1号

丸の内パークビルディング

(訂正前)

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者)/1】

(1)【提出者の概要】

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	アドバンテッジパートナーズ有限責任事業組合 直井 佳世子
電話番号	03-5425-8202

(訂正後)

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者)/1】

(1)【提出者の概要】

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	森・濱田松本法律事務所 弁護士 根本 敏光
電話番号	03 6266 8529

(訂正前)

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者)/1】

(4)【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)			10,887,174
新株予約権証券(株)	A	-	H 2,831,059
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O	P	Q 13,718,233
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		

保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T	13,718,233
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U	2,831,059

(訂正後)

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者)/1】

(4)【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号	
株券又は投資証券等(株・口)				10,887,174
新株予約権証券(株)	A	-	H	2,870,452
新株予約権付社債券(株)	B	-	I	
対象有価証券カバードワラント	C		J	
株券預託証券				
株券関連預託証券	D		K	
株券信託受益証券				
株券関連信託受益証券	E		L	
対象有価証券償還社債	F		M	
他社株等転換株券	G		N	
合計(株・口)	O	P	Q	13,757,626
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R			
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S			
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T			13,757,626
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U			2,870,452

(訂正前)

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者)/1】

(4)【上記提出者の保有株券等の内訳】

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成26年3月17日現在)	V	64,195,745
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		20.47
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		24.44

発行者の平成26年3月17日付四半期報告書に記載された平成26年3月17日時点の発行済株式数を記載しております。

また、平成26年2月24日(月)の新株予約権証券(第7回新株予約権)無償割当てにつき、平成26年3月11日(火)を送付予定日とされていた本新株予約権の株主割当通知書をもって、平成26年3月18日(月)に本予約権の個数等を確認致しました。

(訂正後)

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者)/1】

(4)【上記提出者の保有株券等の内訳】

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成26年3月17日現在)	V	64,195,745
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		20.51
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		23.48

発行者の平成26年3月17日付四半期報告書に記載された平成26年3月17日時点の発行済株式数を記載しております。

(訂正前)

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者)/1】

(5)【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
平成26年2月24日	新株予約権証券 (第7回新株予約権)	1,963,994	2.93	市場外	取得	新株予約権の無償割当て

(訂正後)

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者)/1】

(5)【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
平成26年2月24日	新株予約権証券 (第7回新株予約権)	3,927,988	5.86	市場外	取得	新株予約権の無償割当て
平成26年3月17日	新株予約権証券 (第7回新株予約権)	1,924,600	2.87	市場外	処分	信託譲渡

(訂正前)

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者)/1】

(6)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

金融商品取引法第27条の23第3項第2号の株券等の数は、提出者(大量保有者)が業務執行組員であるエーピー・ケイマン・パートナーズ・ツー・ジェネラルパートナー・エルピー(AP Cayman Partners II General Partner, L.P.)が業務執行組員であるエーピー・ケイマン・パートナーズ・ツー・エルピー(AP Cayman Partners II, L.P.)の株式数及び新株予約権数であります。

提出者(大量保有者)は、発行者のA種優先株式を保有する有限会社ビック商事との間で、有限会社ビック商事が、発行者のA種優先株主を構成員とする種類株主総会の全てにおいて上程される議案(会社法第322条第1項第1号口(但し、A種優先株式の内容の変更に限る。)に係る議案を除く。)に関し、自ら保有する株式の全部に係る議決権につき、提出者(大量保有者)が満足する内容の議決権を行使する義務を負う旨を合意しております。

平成26年3月17日に下記信託銀行と新株予約権処分信託契約を締結しております。

- ・受託者：みずほ信託銀行
- ・目的：信託された新株予約権を株式市場において売却すること
- ・契約期間：平成26年3月17～平成26年4月10日
- ・信託された株式数：962,300個

(訂正後)

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者)/1】

(6)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

金融商品取引法第27条の23第3項第2号の株券等の数は、提出者(大量保有者)が業務執行組員であるエーピー・ケイマン・パートナーズ・ツー・ジェネラルパートナー・エルピー(AP Cayman Partners II General Partner, L.P.)が業務執行組員であるエーピー・ケイマン・パートナーズ・ツー・エルピー(AP Cayman Partners II, L.P.)の株式数及び新株予約権数であります。

提出者(大量保有者)は、発行者のA種優先株式を保有する有限会社ビック商事との間で、有限会社ビック商事が、発行者のA種優先株主を構成員とする種類株主総会の全てにおいて上程される議案(会社法第322条第1項第1号口(但し、A種優先株式の内容の変更に限る。)に係る議案を除く。)に関し、自ら保有する株式の全部に係る議決権につき、提出者(大量保有者)が満足する内容の議決権を行使する義務を負う旨を合意しております。

平成26年3月17日に下記信託銀行と新株予約権処分信託契約を締結しております。なお、本件処分信託契約上、提出者(大量保有者)は当該新株予約権に係る議決権行使についての指図権限及び投資決定権限を有しておりません。

- ・受託者：みずほ信託銀行
- ・目的：信託された新株予約権を新馬部予約権市場において売却すること
- ・契約期間：平成26年3月17～平成26年4月10日
- ・信託された新株予約権数：第7回新株予約権962,300個

(訂正前)

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者)/1】

(7)【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	
借入金額計(X)(千円)	
その他金額計(Y)(千円)	559,984
上記(Y)の内訳	平成25年5月31日において保有する株券(A種劣後株式)8,923,180株につき、投資事業組合の資金により取得いたしました。 平成25年5月31日において保有する株券(普通株式)1,300,597株につき、投資事業組合の資金により取得いたしました。 平成25年5月31日において保有する新株予約権証券(第2回新株予約権)1,225,098個につき、無償取得いたしました。 平成25年5月31日において保有する新株予約権証券(第5回新株予約権)1,300,597個につき、無償取得いたしました。 平成25年7月22日において保有する株券(普通株式)663,397株につき、新株予約権証券(第5回新株予約権)の行使により取得いたしました。 平成26年2月24日において保有する新株予約権証券(第7回新株予約権)1,963,994個につき、無償取得いたしました。
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	559,984

(訂正後)

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者)/1】

(7)【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	
借入金額計(X)(千円)	
その他金額計(Y)(千円)	559,983
上記(Y)の内訳	平成26年3月17日において保有する株券(A種劣後株式)8,923,180株につき、投資事業組合の資金により取得いたしました。 平成26年3月17日において保有する株券(普通株式)1,963,994株につき、投資事業組合の資金により取得いたしました。 平成26年3月17日において保有する新株予約権証券(第2回新株予約権)1,225,098個につき、無償取得いたしました。 平成26年3月17日において保有する新株予約権証券(第7回新株予約権)1,001,694個につき、平成26年2月24日付けで行われた新株予約権の無償割当により無償取得いたしました。

取得資金合計(千円)(W+X+Y)	559,983
-------------------	---------